

平成 29 年 9 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

## 議事日程

### 議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	1 件	田畑	4.65 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	1 件	田畑	1,005.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田畑	164.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	7 件	田畑	1,166.00 m <sup>2</sup> 4,245.22 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	0 件	田畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	7 件	田畑	8,007.00 m <sup>2</sup> 2,419.00 m <sup>2</sup>
第8号議案	(イ)農地法第5条の規定に	1 件	田畑	0.00 m <sup>2</sup> 376.00 m <sup>2</sup>
	(ロ)農地法第5条の規定に	2 件	田畑	0.00 m <sup>2</sup> 3785.22 m <sup>2</sup>
合 計		20 件	田畑	10,346.65 m <sup>2</sup> 10,825.44 m <sup>2</sup>

会 議 名	29年9月 定例会		
日 時	平成29年9月20日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	—	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	—
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 17 名出席

欠席届出 松 下 良 夫

傍聴推進委員 茶 本 恭 弘

# 定例会議事録

1. 日時 平成29年9月20日(水) 午前 9時～

2. 場所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議案  
1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

事務局長 おはようございます。  
定刻がまいりましたので、ただいまより9月の定例会を開催いたします。

事務局長 本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 20 件でございます。  
また、お手元のほうに追加議案をお配りしており、2議案でございます。  
よろしくご審議をお願いいたします。  
なお、本日は、18名中 17 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。  
また、 7番 松下 委員さん  
から欠席の連絡をいただいております。

事務局長 それでは、坂出市農業委員会会議規定により  
大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大原会長  
職務代理 おはようございます。  
昨日は台風18号が香川県を通過して嵐を受けました。  
稲作の状況につきまして、昨日、本定例会に先立って実施の  
現地調査の際にコシヒカリについては刈取りがほぼ終わって  
おりました。  
中手の品種については雨風で倒れているものもあり、被害があった  
ようでございます。  
委員の皆様におかれましては、お忙しいところ早朝よりご出席いた

だきまして、ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

10番 村井 委員さんと

12番 藤本 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

7番 松下 委員さん

8番 井上 委員さん

9番 岡野 委員さんと 私で、昨日の9月19日(火)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい  
と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原会長  
職務代理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を  
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について  
ご説明いたします。

1番、・・・、面積 4.65㎡【議案読み上げ】

本件は第7号議案6番と関連しております。

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、  
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項  
各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

面積が狭いと思うのですが、周辺の農道との関連によるものか、  
ただ単純に端に位置する狭小地ということでしょうか。

岡崎 次長 登記簿では4.65㎡であるため議案にはそのとおり記載しております。  
状況としましては、本申請地の地番から分筆した土地が枝番となり、  
その面積を差し引いていった結果このようになったようでございます。  
また、現況の面積については実測で574.82㎡であることを、申請  
書類で確認おります。

梶野 委員 では、飛び地ということではないですね。

岡崎 次長 はい、そうです。

大原 会長  
職務代理 梶野委員さんよろしいでしょうか。

梶野 委員 はい。

大原 会長  
職務代理 その他になにかありませんでしょうか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大原 会長  
職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条  
許可申請」1件 につきましては、原案どおり承認とさせて  
いただきます。

大原 会長  
職務代理 続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」1件を  
議題に供します。 事務局の説明を求めます。

坂上 書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」  
について、ご説明申し上げます。  
1番、…、面積 1005㎡。【議案読み上げ】  
本件は、第7号議案 5番と関連しております。  
以上です。

大原 会長  
職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条  
合意解約」1件を受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を  
議題に供します。

なお、3号議案の1番については、  
現地調査を実施しておりますので、8番 井上 委員 さんに、  
現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

井上 委員

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」の1番に  
ついて説明をさせていただきます。

1番、・・・、面積164㎡。【議案読み上げ】

申請地 川津町 字 井手ノ上 四国電力(梯坂)変電所から  
北西約300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 納屋 用地

申請理由 平成4年より農作業車両および農機具などの農業用  
用具を置くための納屋を建築するため造成したものが、  
農地法の許可を受けていなかったことが判明。

その無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であ  
り、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用についての始末書の提出がある。

また、納屋の一部が本申請者の子供が所有する隣接宅地に及んで  
いるため、それについての承諾書の提出もある。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

井上 委員 さんより現地調査の報告がありました。

事務局の補足説明があればお願いします。

岡崎 次長

第3号議案「農地法第4条許可申請」については、井上 委員 さんの説明のとおりであり、特に補足はありません。  
以上です。

大原 会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木 委員

これは非農地証明の案件ではありませんか。

岡崎 次長

申請前に非農地証明にならないかと事前相談がありました。  
納屋の建物が隣の宅地に及んでいることから、宅地が併せ利用地と  
なることから転用案件となりました。

大原 会長  
職務代理

事務局の説明でよろしいですか。

三木 委員

はい。

大原 会長  
職務代理

その他になにかありませんでしょうか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可  
申請」1件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して  
県へ進達することと致します。

大原 会長  
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題  
に供します。

なお、第4号議案の1番、3番、6番、7番については  
現地調査を実施しておりますので8番 井上 委員 さんと  
9番 岡野 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現地委員]

<現地調査報告>

井上 委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち1番と3番  
の現地調査報告をさせていただきます。

1番・・・、261㎡【議案読み上げ】

綾川に係る新雲井橋から主要地方道 高松 王越 坂出線を東へ約300m、信号のある交差点の角に位置する三角地です。

隣接道路の工事に関連した残地ではないかと思われます。

現在も水稲を作付けしておりました。

無断転用の有無 無

転用目的 貸資材置場 用地

申請理由 譲受人は、今般、林田小学校付近で資材置場を希望する相談や問い合わせが寄せられておることから、需要が見込めると判断していた。

今般、資材置場として借り受けたいという個人と契約したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番・・・、257㎡【議案読み上げ】

総社神社から東へ約100m 神谷川に架かる倉敷橋から南西へ約200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 事務所 用地

申請理由 譲受人は、現在、本申請地周辺にある母親宅の一室を借りて事務所として利用しているが、先代のころからのため老朽化が深刻化している。

また、これまでの事務所では収納が難しくなると思われる膨大な資料のこともあり、今後のことも考え本申請地に事務所の設置を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への

影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用についての始末書の提出がある。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

続けて岡野 委員 さんお願いします。

岡野 委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」のうち6番と7番の現地調査報告をさせていただきます。

6番と7番は隣接地で一括して利用することから一括してご説明いたします。

6、7番・・・、208㎡ 外16筆、合計3785.22㎡【議案読み上げ】

香川大学教育学部附属養護学校の北東 約100m、国道11号線沿いに位置。

現況は雑木林のような状態でありました。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人は、会社の事業目的の1つである自然エネルギー等による発電、発熱、電気の供給および販売を実施するための土地を探していたところ本申請地関係者からの話があり計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請は、第8号議案(ロ)1、2番にある許可後の承継を伴う事業計画変更に関連するもの。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま 井上 委員 さん、岡野 委員 さんより 現地調査の報告がございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について

ご説明をさせていただきます。

1、3、6、7番については、概ね委員さんの現地調査のとおりであります。

補足としまして、6、7番につきましては許可後の承継を伴うものであり、8号議案で説明いたしますが、それぞれで許可を取っていたものを今回1つの転用目的で利用するものであります。

2番・・・、579㎡【議案読み上げ】

綾川に架かる綾川大橋から北へ 約50m、香川大学教育学部  
養護学校から南へ 約100m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 一時転用による工事用道路

申請理由 譲受人は、香川県より平成29年度 広域河川 綾川改修工  
事（第1工区）を請け負っており、その工事に関連して本申請が必要  
となったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への  
影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため事業終了後は農地への原状回復するもの

4番・・・、242㎡ 外1筆、合計326㎡【議案読み上げ】

林田小学校から 北へ 約50m さぬき浜街道から南に約200m  
に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴  
い手狭になったことから本申請地に自己住宅を建築することを計画した  
ため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 本申請地は、譲渡人により農地法4条許可済であるため、その取消願が同時に提出されている。

5番・・・、203㎡【議案読み上げ】

市立東部中学校の北東 約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅 用地

申請理由 譲受人は、現在、本申請地と道を挟んで真向かいの自宅に家族5人で居住しているが、宅地は駐車スペースが1台分しかないため他で借りている状況である。また、庭も家事のための物干し場などが狭く困っていた。

そのため所有者に本申請地を譲ってもらうことで駐車場や物干し場を確保することを計画したため。

農地の区分 第3種農地（第一種住居地域）に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 申請地は、平成28年7月部会(6号議案1番)で農地改良に係る届出を受理されていた農地である。

当該申請において、譲渡人は農地改良の届出を受理され農地完了届出を提出し2月今回、農地改良届出の完了から6カ月半ほどで農地転用の申請が出てきたものである。

また、同様の申請で西側隣接地も4月に転用許可となっているようである。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長  
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」7件について、原案通り承認し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6, 7番の案件につきましては、転用面積が 2,000㎡以上ということで、9月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大 原 会 長  
職 務 代 理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」7件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について説明をさせていただきます。

今月は新規に農地の貸借をする案件が2件、更新が0件、再設定が5件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が0件となっております。

以上、農用地利用集積計画書7件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大 原 会 長  
職 務 代 理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

山 下 委 員

農地法第4条と第5条の違いについて改めて説明してもらえますか。

岡 崎 次 長

簡単に申しますと、第4条は所有者自身が転用事業を行うもの、第5条は、第三者が権利移転か権利設定により転用事業を行うものです。

大 原 会 長  
職 務 代 理

事務局の説明でよろしいですか。

山下委員

はい。

三木委員

5番の土地は地目が畑になっているが、同じ土地であるのに、第2号議案では地目が田になっているが、どちらですか。

岡崎次長

合意解約の場合は登記で、利用権の場合は現況ということだと考えております。

三木委員

(利用権の場合は)現況ということは、これまで田で野菜を作っていたということで、今回は水稻を作るということですか。

事務局長

第2号議案の合意解約は利用権設定ですが、当初の契約を解除する際の合意解約書には田で記載されていたので現況地目が田となっております。

また、7号議案の再設定時の申出書には現況地目が畑になっておりました。

7号議案の利用権設定では、3条申請のように登記簿の添付を求めておりませんので改めて確認して処理しておきます。

大原会長  
職務代理

事務局の説明でよろしいですか。

三木委員

はい。

大原会長  
職務代理

その他になにかありませんでしょうか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」7件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続きまして、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 を議題に供します。  
事務局に、第8号議案(イ)の説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」について説明をさせていただきます。

イ・・・、142㎡ 外2筆、合計376㎡【議案読み上げ】

加茂小学校から 東へ 約450m に位置

転用目的 駐車場、倉庫 用地

事業計画の変更を必要とする理由

当初は平屋建の倉庫2棟としていたが、駐車場を増やす必要が出てきたことにより倉庫を2階建1棟に変更するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 平成29年6月19日 許可口

以上です。

大原 会長  
職務代理

事務局の説明がございましたが、第8号議案(イ)について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 について、  
原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原 会長  
職務代理

続きまして、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更」2件 を議題に供します。

岡崎 次長

それでは、第8号議案(ロ)「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更」2件について説明をさせていただきます。

ロ・・・、208㎡ 外16筆、合計3785.22㎡【議案読み上げ】

申請地 第4号議案6、7番と同じ。

転用目的 1番 木材置場 2番 店舗・駐車場

許可状況

1番 平成3年2月27日 許可 2番 平成3年3月22日 許可□

承継前の転用事業者が転用事業を遂行できない理由

1番 大規模な木材置場用地が必要なくなったため

2番 店舗経営を運営するにあたり業務提携する予定で

あった相手方企業の都合で提携が適わなくなったため。

現在の土地の状況

現地調査および申請書から承継前の許可により造成工事は完了してようであるが、

現況は荒地の状態である。

以上です。

大原会長  
職務代理

事務局の説明がございましたが、第8号議案(ロ)についてなにか  
ご意見・ご質問等はありませんか。

三木委員

譲受人は代表者が同じということは 会社名の称号変更したということですか。  
元々は称号変更前ですか。

岡崎次長

はい、そうです。  
申請添付書類から以前と事業内容が大きく変わっていないことから会社の称号変更  
のみだと思われます。

大原会長  
職務代理

事務局の説明でよろしいですか。

三木委員

はい。

大原会長  
職務代理

その他になにかありませんでしょうか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案(ロ)「農地法第5条の

規定による許可後の承継を伴う事業計画変更」2件 について、  
原案どおり承認いたしたいと思います。

大 原 会 長  
職 務 代 理

続きまして、今月は追加議案があるようですので、追加議案の第1号議案  
「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 長

お手元の方に追加議案を配布させていただいておりますが、毎月事前  
お送りさせていただいている議案は農地法各条の審査案件が主でございますが、  
追加議案は 改選前の農政部会でご審議いただいていた、農政関係に関する  
各種議題でございます。

それではまず、追加議案の第1号議案 「坂出農業振興地域整備計画変更の  
事前協議」について説明をさせていただきます。

「農業振興地域の整備に関する法律」により定められた 農用地からの  
除外申請が1件、坂出市に提出され農業委員会の意見を求められております。

#### 議案に基づき説明

・・・ 以上で説明を終わります。

大 原 会 長  
職 務 代 理

事務局の説明が終わりました。追加議案の第1号「坂出農業振興地域整備  
計画変更の事前協議」について 何かご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長  
職 務 代 理

特にご異議もないようですので、追加議案の第1号議案「坂出農業振興地域  
整備計画変更の事前協議」につきましての審議はこれで終了いたします。

農用地からの除外申請 1件について、除外はやむを得ないものとして  
坂出市に回答することいたします。

大 原 会 長  
職 務 代 理

続きまして、追加議案の第2号議案「農業経営改善計画認定申請」を議題に  
供します。事務局の説明をお願いします。

事務局 長

農業経営改善計画認定申請は、今回2件提出されており、1件が新規で1件が更新であります。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の15日に開催された「坂出・宇多津地域農業再生協議会」の担い手部会において承認を受けております。その後農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を6ページにまとめており、7ページ以降10ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

審議に先立ちまして、本件申請の1番は申請者が猪熊委員さんの関係者となりますので、本件審議終了まで退席をお願いいたします。

《猪熊委員退席》

議案に基づき説明

・・・ 以上です。

大原 会長  
職務 代理

事務局の説明がございましたが、追加議案の第2号議案につきまして何かご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長  
職務 代理

特にご異議もないようですので、追加議案の第2号議案「農業経営改善計画の認定申請」2件 について、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出するものといたしたいと思います。

大原 会長  
職務 代理

猪熊委員さんの入室を認めます。

《猪熊委員入室》

大原 会長  
職務 代理

以上で、本日の農地法等許認可申請及び追加議案として提出されました議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありましたらお願いいたします。

事務局 長

※今月27日(水) 13:30～ 合庁4階大会議室 全体会議を開催

大原会長  
職務代理

それでは、これもちまして9月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時02分終了

平成29年9月20日